

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 参議院議員の選挙の単位、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数

参議院議員（定数二百四十二人）は、各選挙区において選挙するものとし、その選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとするものとする。

選挙区	議員数
北海道	十人
東北	十八人
北関東	二十六人
南関東	三十人
東京都	二十六人
北陸信越	十四人
東海	二十八人
近畿	四十人

中 国 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県

十四人

四 国 徳島県・香川県・愛媛県・高知県

八人

九 州 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

二十八人

(第四条第二項、第十二条第一項、第十四条第一項及び別表第三関係)

第二 選挙事務の管理

参議院議員の選挙に関する事務は、中央選挙管理会が管理するものとする。

(第五条関係)

第三 投票の記載事項

参議院議員の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならないものとする。

(第四十六条第一項関係)

第四 選挙長及び選挙分会長

参議院議員の選挙においては、選挙長を置くほか、都道府県ごとに選挙分会長を置き、選挙長は中央選挙管理会が、選挙分会長は都道府県の選挙管理委員会がそれぞれ選任した者をもって充てるものとする。

と。

(第七十五条第二項及び第三項関係)

第五 立候補の届出

参議院議員の選挙において公職の候補者となろうとする者は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならぬものとする。

(第八十六条の四第一項関係)

第六 公職の候補者に係る供託物の没収

参議院議員の選挙においては、公職の候補者の得票数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の一(選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の一)に達しないときは、供託物は、国庫に帰属するものとする。 (第九十三条第一項関係)

第七 法定得票数

参議院議員の選挙においては、通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の八分の一(選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場

合においては、その選挙すべき議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の八分の一）以上の得票がなければ、当選人となることができないものとする事。

（第九十五条第一項関係）

第八 再選挙及び補欠選挙

一 参議院議員の再選挙は、当選人の不足数が議員の欠員の数と通じて通常選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至ったときに行うものとする事。

（第一百条第一項関係）

二 参議院議員の補欠選挙は、議員の欠員の数が当選人の不足数と通じて通常選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至ったときに行うものとする事。

（第一百三十三条第一項）

第九 選挙運動

一 選挙事務所

参議院議員の選挙における選挙事務所は、公職の候補者一人につき、その候補者に係る選挙区の区域内の都道府県の数に相当する数を超えることができないものとする事。ただし、政令で定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、八箇所まで設置することができるものとする事。

（第三百三十一条第一項関係）

二 自動車、船舶及び拡声機の使用

参議院議員の選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶及び拡声機は、公職の候補者一人について、自動車二台又は船舶二隻（両者を使用する場合は通じて二）及び拡声機二そろい（交通困難等の状況のあるものとして政令で定める選挙区においては、自動車三台又は船舶三隻（両者を使用する場合は通じて三）及び拡声機三そろい）のほかは、使用することができないものとする。ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではないものとする。 （第四百四十一条第一項関係）

三 文書図画の頒布

参議院議員の選挙においては、次の通常葉書及びビラを頒布することができるものとする。

1 通常葉書

候補者一人について、四千五百枚に通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を乗じて得た数を三万五千枚に加えた数（その数が十五万枚を超える場合には、十五万枚）

2 中央選挙管理会に届け出た二種類以内のビラ

候補者一人について、二万七千枚に通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を乗じて得た数を十万枚に加えた数（その数が三十五万枚を超える場合には、三十五万枚）

（第四百四十二条第一項関係）

四 新聞広告

参議院議員の選挙については、公職の候補者は、同一寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、六回を限り、選挙に関して広告をすることができるものとする。 （第四百四十九条第三項関係）

五 個人演説会の会場前に掲示する立札及び看板の類

参議院議員の候補者が個人演説会の開催中その会場前に掲示しなければならない立札及び看板の類の数は、当該選挙ごとに通じて十を超えることができないものとする。

（第六百六十四条の二第三項関係）

六 街頭演説に係る標旗

参議院議員の候補者が街頭演説の際に掲げる標旗は、公職の候補者一人について、当該候補者に係る選挙区の区域内の都道府県の数に相当する数を交付するものとする。

(第百六十四条の五第三項関係)

七 交通機関の利用

参議院議員の選挙における公職の候補者は、無料で、通じて六枚の特殊乗車券(運賃及び国土交通大臣の定める急行料金を支払うことなく利用することができる特殊乗車券をいう。)又は特殊航空券の交付を受けることができるものとする事。 (第百七十六条関係)

第十 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとする事。

(附則第一項関係)

二 適用区分

この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日まで
にその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお

従前の例によるものとする事。

(附則第二項関係)

三 経過措置等

二のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別に法律で定めるものとする事。

(附則第三項関係)

四 その他所要の規定の整備を行う事。